NHKのガバナンス等について

平成30年2月22日

事務局

目次

1	NHKのガバナンス等の現状・・・・・・・・・・・	2
2	NHKのガバナンス等に関するこれまでの議論・・・・・・	8
3	NHKのガバナンス等に関する論点	
	(1)情報公開・透明性の確保の在り方・・・・・・・・	14
	(2) コンプライアンスの確保の在り方・・・・・・・・	18
	(3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての	
	適切な評価・レビュー等の在り方・・・・・・・・・	23

<u>1</u> <u>NHKのガバナンス等の現状</u>

- 2 NHKのガバナンス等に関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンス等に関する論点
 - (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2) コンプライアンスの確保の在り方
 - (3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な評価・レビュー等の在り方

NHKの概要

1 目的等

·目的【放送法第15条】

協会は、公共の福祉のために、<u>あまねく日本全国において受信できる</u>ように<u>豊かで、かつ、良い放送番組</u>による国内基幹放送(略)を行うとともに、<u>放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い</u>、あわせて<u>国際放送及び協会国際衛星放送を行う</u>ことを目的とする。

・番組編集・放送に当たっての特則【放送法第81条第1項】

- ー <u>豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行う</u>ことによつて公衆の要望を満たす とともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。
- 二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。
- 三 我が国の<u>過去の優れた文化の保存</u>並びに<u>新たな文化の育成及び普及</u>に役立つようにすること。

2)組織

経営委員会(12名)

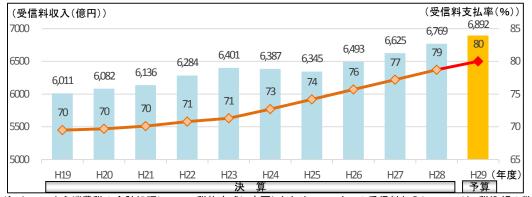
理事会(会長、副会長、理事(10名))

・国内:放送センター他53放送局、14支局

海外: 4 総局、26支局(H29.3月末)

・職員数 10,105人(H29.3月末)

④ 受信料収入と支払率



- 注1) H24から消費税の会計処理について税抜方式に変更したため、H23までの受信料収入については、税込額の数値から税抜額を試算したもの。
- 注2)H24年10月より、月額120円の受信料値下げを実施。
- 注3)H26年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更。

3 業務

国内放送

■ テレビジョン放送

地上2波(総合・教育) 衛星2波(BS1・BSプレミアム)

■ ラジオ放送3波

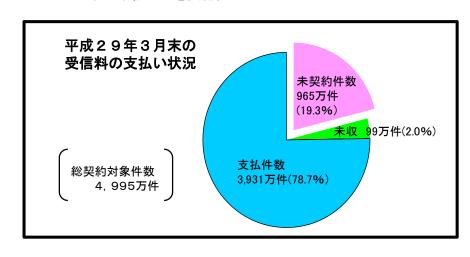
第1(AM)·第2(AM)·FM

国際放送

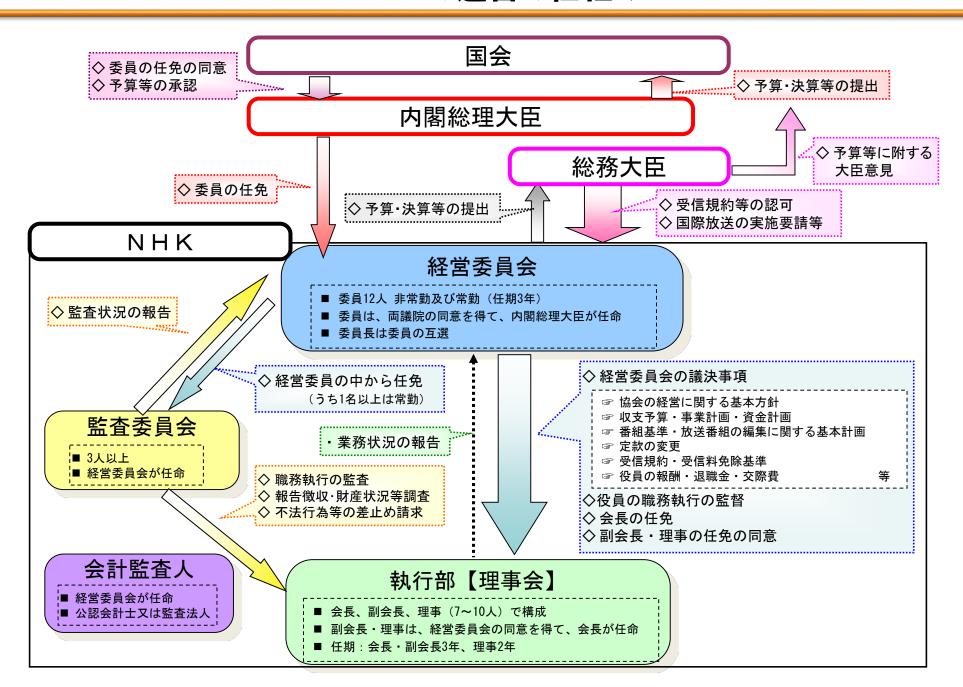
■ テレビジョン放送(衛星) 外国人向け英語放送「NHKワールドTV」 邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」

■ **ラジオ放送(地上(短波・中波・FM)、衛星)** 18言語による「NHKワールド・ラジオ日本」

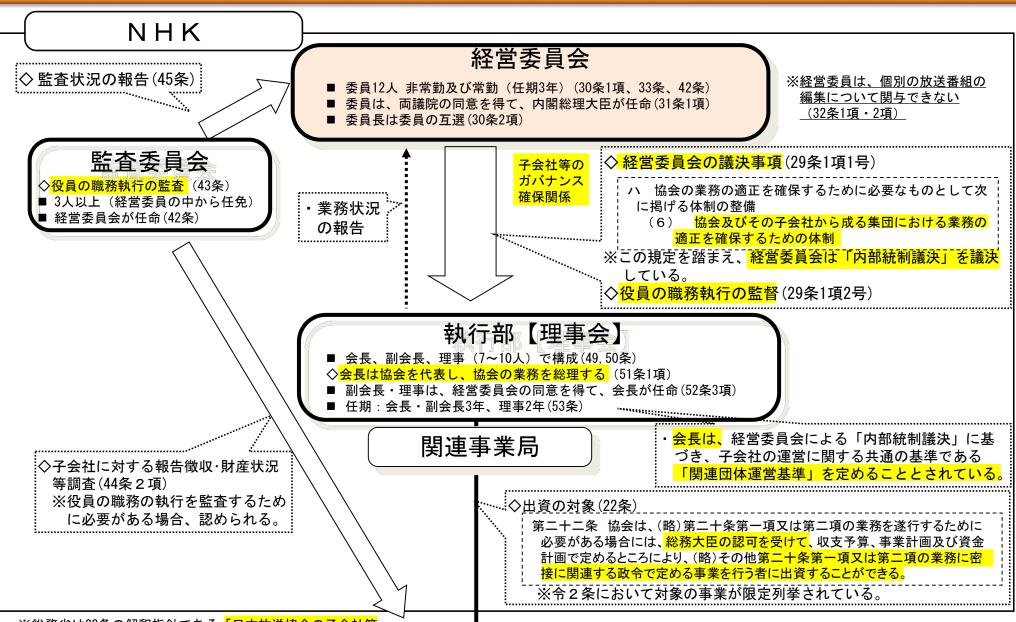
※これらの他、放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発や、インターネット活用業務などを実施。



NHKの運営の仕組み



NHKによる子会社等に対する監督の仕組み

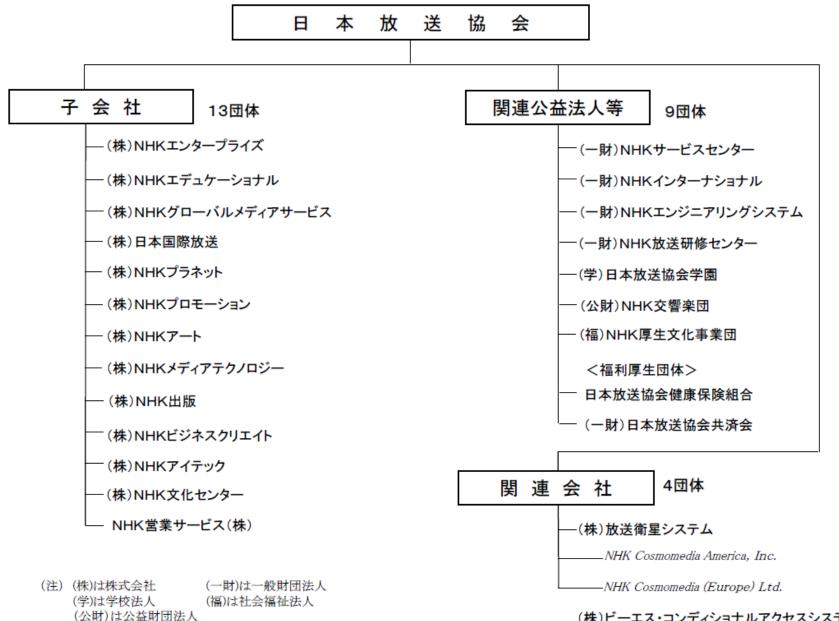


※総務省は22条の解釈指針である「日本放送協会の子会社等 の業務範囲等に関するガイドライン」を策定しており、本ガ イドラインにおいて子会社の業務範囲が規定されている。

子会社等

NHKの子会社等の概要

(平成29年3月31日現在)



*斜字体*の会社は協会の直接出資のない会社

(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

NHKのガバナンス等に関する主な制度改正の経緯

改正時	内容(NHKのガバナンス等関係抜粋)	
昭和34年	放送法の一部を改正する法律による改正	
(法律第30号)	放送番組審議機関設置の義務付け等放送番組の向上適正化を図るための規定、NHKの機構・業務及び財	
	務に関する規定、一般放送事業者の番組供給に関する協定の制限等の規定等を整備。	
	⇒ · 経営委員会の構成員から会長を除外(会長に経営委員会での意見陳述権を付与)	
	・ 経営委員会の人数の増加(8名→12名)	
	・委員長の選任方法の変更(委員・会長による選挙→委員による互選)	
	・ 理事・監事の人数の増加(理事:3人→7人以上10人以内、監事:2人→3人以内)	
	・ 会長・副会長・理事・監事が欠格事由に該当するに至ったときの罷免義務	
昭和57年 放送法等の一部を改正する法律による改正		
(法律第60号)	テレビジョン多重放送を実用化するための制度等のほか、NHKによる出資先として、協会の業務に密接に	
	関連する政令で定める事業を行う者に対して行うことを可能とする規定を整備。	
昭和63年	放送法及び電波法の一部を改正する法律による改正	
(法律第29号)	放送普及基本計画の策定に係る規定や番組規律の緩和等の規定を整備するとともに、NHKの業務等に係	
	る規定や理事・監事の任期(3年→2年)を見直して整備。	
平成元年	放送法及び電波法の一部を改正する法律による改正	
(法律第55 号)	通信衛星を利用した放送(CS放送)の導入に際し、受委託放送制度を導入するとともに、NHKの業務の委	
	託等に関する規定や監事の子会社に対する営業の報告に係る調査権限の規定等を整備。	
平成19年	放送法等の一部を改正する法律による改正	
(法律第136号)	NHKについて、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講	
	ずるほか、二以上の一般放送事業者を子会社とする認定放送持株会社制度を創設。	
	⇒・経営委員会の権限の明確化・強化	
	・ 経営委員の任命要件(地域性)の緩和	
	・ 経営委員の権限等の明確化(放送番組の編集等の業務への関与の禁止、兼職禁止等)	
	・ 経営委員会の運営等の規定の新設(招集権限、会長の経営委員会への報告義務、議事録公表等)	
	・ 監事を廃止するとともに、新たに監査委員会の設置やその運営や権限等に係る規定の新設	
	・ 役職員の給与等の支給基準や服務に関する準則の公表義務の規定の新設	
	・ 企業会計原則、会計監査人による監査等の規定の新設	

- 1 NHKのガバナンス等の現状
- 2 NHKのガバナンス等に関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンス等に関する論点
 - (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2) コンプライアンスの確保の在り方
 - (3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な評価・レビュー等の在り方

第一次取りまとめ(平成28年9月9日)全体イメージ

1. 環境変化

近年、情報通信分野の技術進展、IoTを含むあらゆる分野のインターネット化の進展とともに、 ライフスタイルの変化や社会経済構造の変化等の大きな環境変化が顕在化

- ブロードバンド化の進展
- スマホ・タブレット等のデバイス多様化
- ネット配信サービスの普及・多様化等
- 視聴者ニーズの変化 (いつでも、どこでも視聴)
- 若者を中心にテレビ離れ
- 人口・世帯減少や高齢化、地方経済の停滞
- 市場経済のグローバル化、外国資本参入による競争激化
- 産業構造の変化(経済のソフト化・サービス化の進展)

2. 課題

- ①新サービス・新事業の創造、経済成長への貢献
- ②新サービス・新事業の展開等に伴う視聴者利益保護

- ③視聴者ニーズや地域課題への十分な対応
- ④地域情報、災害情報を含む国民に必要な情報の円滑な提供

放送・通信全体の枠組みの下、視聴者視点での課題の解決が必要

3. 対応の方向性

(1)新サービスの展開

- ① 放送とネットとの連携等新サービスの展開の促進
- ② 新サービスの展開等に伴う視聴者利益保 護方策の検討
- ③ 今後の地上テレビジョン放送の高度化に 係る展開
- ④ 番組ネット配信と放送の関係の検討

(2)地域に必要な情報流通の確保

- ① 地域コンテンツ受発信のための取組推進
- ② 地域情報の確保
- ③ 地域情報の提供、地域貢献等に必要な 規制改革

(3)新たな時代の公共放送

- ① 今後の業務の在り方
 - ・新たな役割(新サービスの展開、国際放送・地域情報発信の充実・強化)
 - ・既存業務の合理化
- ② 今後の受信料の在り方
 - •公平負担
 - ・視聴者に納得感のある受信料
- ③ 今後の経営の在り方
 - ・適正な責任ある経営体制の確保
 - 透明性の確保等

第一次取りまとめ概要(関連部分抜粋)

① 今後の業務の在り方

メディアの多様化に対応した インターネットの本格的活用

国際放送、地域情報発信の 充実・強化

業務の効率化・合理化

- ○国民・視聴者のニーズに対応し、新サービスの開発、導入、普及に向けた先導的役割や、より円滑・確実な情報提供手段の確保等の視点から、インターネット活用業務の在り方の検討が必要。
- ○これまでの取組状況も踏まえつつ、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。
- ・インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や権利処理等に関する課題や解決方策についての民間放送事業者等との共有や協力、公正競争確保の仕組の構築等を行っていくことを条件とした上で、放送番組の同時配信、見逃し配信、アーカイブ提供、スマートテレビ等を活用した放送通信連携サービスの本格的実施を行うべきではないか
- ・ 海外の公共放送の動向等も踏まえ、見逃し配信サービス等について、受信料財源業務 と有料業務の区分の在り方を見直すべきではないか
- ○NHKは、我が国唯一の国際放送を実施する主体として、日本の地域と海外をつなぐ役割を担っており、ネット連携と併せて、海外情報発信の充実・強化を図っていくことにより、地域経済活性化への貢献が期待。

そのため、今後、NHKにおいては、国際放送に加えて、インターネットの活用や、相手国の放送局の番組枠の確保による放送コンテンツの展開などの国際放送以外の手法も活用しつつ、総合的な海外情報発信の充実・強化について、検討を進めていくことが適当。

- ○地域情報発信について、地域コミュニティの維持・活性化という観点から、これまでの状況を踏まえ、地域コンテンツの充実・強化を図るとともに、海外に展開していくための取組を行っていくことが適当。
- ○NHKでは各種指標を導入し、成果の評価・管理を行っているところ。今後はこうした取組を更に進め、よりきめの細かい分析や、どのような指標をどのように業務に生かしているのかについて体系だった説明を行うことが必要。
- ○さらに、管理会計の導入、他の同様の業務を行っている事業者の業務比較等に基づく評価・改善システムの導入、あるいは評価結果や当該結果の業務への反映状況に関する情報の公表・提供などの取組について検討することが適当。

第一次取りまとめ概要(関連部分抜粋)

② 今後の受信料の在り方

- NHKの放送事業者としての番組編集等に関する自主性・自律性は当然に確保される必要がある。その上で、NHKは、国民・ 視聴者からの受信料で運営される特殊法人であるという観点から、しっかりとしたコスト意識をもって、効率的・効果的な取組を 行うことが当然に求められる。
- こうした視点の下、受信料の在り方については、今後の業務の在り方等を踏まえ、受信料の公平負担を確保し、国民・視聴者に納得感のあるものとするという観点から、今後検討していく必要がある。

インターネット時代への対応

支払率の向上、国民・視聴者へ の還元等

受信料水準等の評価・レビュー の仕組み

- ○国民・視聴者のニーズを踏まえ、インターネット時代に即した国民へのサービス提供と公平負担を両立させた、インターネット活用業務の財源の在り方について受信料制度の中での位置付けも含め今後検討が必要。
- ○NHKの経営の合理化、不公平の解消あるいは財政の健全化という観点から、受信料の 支払率の向上に向けた取組や業務の合理化・効率化は、今後も引き続き必要。また、その 利益を国民・視聴者へ適切に還元していくことが重要。
- ○これまでの取組状況も踏まえつつ、具体的には、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。
 - 契約収納活動の実態を見ると、訪問数に比して契約に至る割合が極めて低いなど、かけるコストに比べて、効果が限定的である状況等を踏まえ、その効率化に向けた取組について、制度的な整備も含めて検討すべきではないか
 - ・ 衛星付加受信料について、海外において別料金を取っている先進国は見られないこと、 衛星契約率の着実な増加等により受信料収入が増加傾向にあること、いわゆる受動受 信問題 が生じていることなども踏まえ、地上契約と衛星契約の区分やその受信料水準な ど、受信契約の在り方について見直すべきではないか
- ○番組編集等に当たっての自主性・自律性を確保しつつ、国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人として適正な経営を確保する観点から、受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重要であり、そのための仕組の構築が必要。
- ○具体的には、受信料収入の適切性、あるいは番組制作費等の支出の規模等の適切性について、専門性を有する第三者によるチェック等の仕組の構築等について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。

第一次取りまとめ概要(関連部分抜粋)

③今後の経営の在り方

適正な責任ある経営体制の確保

透明性の確保等

- ○NHKの放送事業者としての番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、受信料で運営される特殊法人として、しっかりとしたコスト意識をもって、効率的・効果的な取組を行うことが当然に必要。また、NHKが公共放送として、国民・視聴者の信頼を得ていくためにも、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが重要。
- ○こうした観点から、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体のガバナンス体制の確立に向け、具体的には、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。
 - ・ 経営に係る外部専門家からの視点をNHKの経営・業務運営に適切に反映する仕組を 構築すべきではないか
 - ・ ガバナンスにおけるチェックアンドバランスを確保する観点から、現在、重要事項の審議機関とされている理事会を議決機関化し、併せて外部理事を任用すべきではないか、また、これに伴い経営委員会と執行部・理事会の役割分担を見直すべきではないか
 - ・一般の法人の役員について法律上課されている善管注意義務や忠実義務などの法的 責任について、NHKの役員についても明確にするべきではないか
- ○国民・視聴者からの受信料で成り立っていることから、いわば国民・視聴者の代わりに経営を担っていることを強く自覚し、広く国民・視聴者に開かれた法人運営を行っていくことが必要。
- ○そのためには、理事会における議事録や連結決算の公表の制度化など、意思決定等の 透明性の向上等、グループ全体の組織や運営情報等に係る積極的な情報公開の推進を 図っていくことについて、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。
- ○また、法人の業務運営のPDCAサイクルを回していくことが、自律的な業務の改善につながるものであることから、第三者によるチェック等により業績評価を行い、その結果を経営・業務運営に適切に反映していく仕組の構築についても、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

(参考)第1次取りまとめ後「放送を巡る諸課題に関する検討会」 における公共放送に関する検討

第11回(H28.9.9)	第一次取りまとめ
第12回(H28.11.11)	諸外国の動向等
第13回(H28.12.13)	NHK、民放連、新聞協会からのヒアリング
第14回(H28.12.26)	NHK、キー局、民放連からのヒアリング
第15回(H29.5.26)	NHKヒアリング
第16回(H29.7.4)	NHKヒアリング
第17回(H29.9.20)	NHKヒアリング
第18回(H29.12.25)	NHKヒアリング

- 1 NHKのガバナンス等の現状
- 2 NHKのガバナンス等に関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンス等に関する論点
 - (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2) コンプライアンスの確保の在り方
 - (3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な評価・レビュー等の在り方

(1)情報公開・透明性の確保の在り方

現状

- NHKの情報公開の仕組みとしては、基本的にはNHKが定める規定(情報公開基準、関連団体運営基準等)に基づいて、放送法に定められたものを除き、NHKが自主的に行っている。
- 連結決算については、NHKが定める関連団体運営基準等に基づいて、NHKが自主的に作成し、公開を行っている。

放送を巡る諸課題に関する検討会第一次とりまとめ概要(抜粋)

- 国民・視聴者からの受信料で成り立っていることから、いわば国民・視聴者の代わりに経営を担っていることを強く自覚し、広く国民・視聴者に開かれた法人運営を行っていくことが必要。
- 〇 そのためには、理事会における議事録や連結決算の公表の制度化など、意思決定等の透明性の向上等、 グループ全体の組織や運営情報等に係る積極的な情報公開の推進を図っていくことについて、構成員から 指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

(参考)

①NHKにおける公開文書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P4
②特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見(平成12年7月27日特殊法人情報公	
	別紙P5
	別紙P6
④NHKと独立行政法人の情報公開関連規定の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P7
⑤独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抜粋)(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P8
⑥NHKの 連 結 決 算 等 に 関 す る 関 連 規 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P10
	別紙P11
⑧諸課題検討会における構成員等の御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P12

(1)情報公開・透明性の確保の在り方

■ 放送法(昭和25年法律第132号)

(番組基準)

- 第5条 放送事業者は、放送番組の種別(教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。)及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下 「番組基準」という。)を定め、これに従つて放送番組の編集をしなければならない。
- 2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同 様とする。

(放送番組審議機関)

第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
 - ー 前項の規定により講じた措置の内容
 - 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲 げる事項を公表しなければならない。
- 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
- 二 第四項の規定により講じた措置の内容

(経営委員会の権限等)

第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

ー 次に掲げる事項の議決

イ~ウ (略)

中 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため協会が設置する組織の委員の委嘱

ノ (略)

二 (略)

2.3 (略)

(議事録の公表)

第41条 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

(理事会)

第50条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(給与等の支給の基準)

第61条 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(服務に関する準則)

第62条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(1)情報公開・透明性の確保の在り方

(業務報告書の提出等)

- 第72条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。
- 2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。
- 3 協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(財務諸表の提出等)

- 第74条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これら に監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。
- 2 総務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。
- 3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。
- 4 協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で 定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(番組基準等の公表)

- 第4条 法第五条第二項及び第六条第六項(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の公表は、放送事業者が行う放送に係る放送対象地域(法第九十一条第二項 第二号の放送対象地域をいう。以下同じ。)又は業務区域(法第百二十六条第二項第四号の業務区域をいう。以下同じ。)において、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
- 一 当該放送事業者が行う放送
- 二 当該事項を記載した書面の当該放送事業者の各事務所への備置き
- 三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法

- 1 NHKのガバナンス等の現状
- 2 NHKのガバナンス等に関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンス等に関する論点
 - (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2) コンプライアンスの確保の在り方
 - (3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な評価・レビュー等の在り方

現状

平成16年以降、協会の職員による不正支出を始めとする相次ぐ不祥事が続発していたこと等を踏まえ、平成19年には、監査機能の強化等を図り、協会の業務が適切に行われることを確保することを目的として、役職員の職務の適切な執行を確保するため、服務に関する準則を自ら定め、公表することとしたが、その具体的な内容については、言論報道機関たる協会の自律性に委ねることとした。

放送を巡る諸課題に関する検討会第一次とりまとめ概要(抜粋)

- ONHKの放送事業者としての番組編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、受信料で運営される特殊法人として、しっかりとしたコスト意識をもって、効率的・効果的な取組を行うことが当然に必要。また、NHKが公共放送として、国民・視聴者の信頼を得ていくためにも、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体として、他の放送事業者のみならず一般企業以上にガバナンスが実効的に確保されることが必要であり、そのための経営体制を構築することが重要。
- 〇こうした観点から、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体のガバナンス体制の確立に向け、具体的には、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。
 - 一般の法人の役員について法律上課されている善管注意義務や忠実義務などの法的責任について、N HKの役員についても明確にするべきではないか

(参考)

①NHKの最近の主な不祥事等一覧(平成16年以降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P14
②他法人の役員の責任に関する規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P15
③NHKのコンプライアンスの確保に関する内部規定(NHK本体関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P18
④NHKのコンプライアンスの確保に関する内部規定(NHKグループ関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P19
⑤NHKのコンプライアンスの確保に関する内部規定(役職員の服務準則)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P20
⑥諸課題検討会における構成員等の御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P21

■ 放送法(昭和25年法律第132号)

(経営委員会の権限等)

第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

ー 次に掲げる事項の議決

イ (略)

- ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項
- ハ 協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備
 - (1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (3) 損失の危険の管理に関する体制
- (4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制
- (7) 経営委員会の事務局に関する体制

二~3 (略)

- タ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条に規定する服務に関する準則
- レ 役員の報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。)

ソ~ノ(略)

二 役員の職務の執行の監督

2•3 (略)

第36条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、 両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において、各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。 2(略)

(監査委員会の権限)

第43条 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

(監査委員会による調査)

- 第44条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることが できる。
- 2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。
- 3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会への報告義務)

第45条 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める ときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員の行為の差止め)

第46条 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて 協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第55条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会 長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(利益相反行為)

第58条 協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察 官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(服務に関する準則)

第62条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

■ 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)

(業務の適正を確保するための体制)

第17条 法第二十九条第一項第一号口に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ー 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
- 二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項
- 三 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- 四 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 NHKのガバナンス等の現状
- 2 NHKのガバナンス等に関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンス等に関する論点
 - (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2) コンプライアンスの確保の在り方
 - <u>(3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての</u> 適切な評価・レビュー等の在り方

(3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等 についての適切な評価・レビュー等

現状

○ NHKの業務や受信料の在り方については、NHKが自主的に定期的(現在は3年ごと)に経営計画を策定し、 放送法第29条第1項第1号イに基づく経営委員会の議決を経て、公表している。

放送を巡る諸課題に関する検討会第一次とりまとめ概要(抜粋)

- ONHKでは各種指標を導入し、成果の評価・管理を行っているところ。今後はこうした取組を更に進め、よりきめの細かい分析や、どのような指標をどのように業務に生かしているのかについて体系だった説明を行うことが必要。
- ○さらに、管理会計の導入、他の同様の業務を行っている事業者の業務比較等に基づく評価・改善システムの導入、あるいは評価結果や当該結果の業務への反映状況に関する情報の公表・提供などの取組について検討することが適当。
- ○番組編集等に当たっての自主性・自律性を確保しつつ、国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法 人として適正な経営を確保する観点から、受信料水準や業務の規模等について客観的に評価が行われることが重 要であり、そのための仕組の構築が必要。
- ○具体的には、受信料収入の適切性、あるいは番組制作費等の支出の規模等の適切性について、専門性を有する第 三者によるチェック等の仕組の構築等について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが 必要。
- 〇こうした観点から、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体のガバナンス体制の確立に向け、具体的には、以下のような点について、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討していくことが必要。
 - ・ 経営に係る外部専門家からの視点をNHKの経営・業務運営に適切に反映する仕組を構築すべきではないか
 - ガバナンスにおけるチェックアンドバランスを確保する観点から、現在、重要事項の審議機関とされている理事会 を議決機関化し、併せて外部理事を任用すべきではないか、また、これに伴い経営委員会と執行部・理事会の役 割分担を見直すべきではないか
- ○また、法人の業務運営のPDCAサイクルを回していくことが、自律的な業務の改善につながるものであることから、 第三者によるチェック等により業績評価を行い、その結果を経営・業務運営に適切に反映していく仕組の構築につい ても、構成員から指摘があったことを踏まえ、引き続き検討が必要。

(3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な評価・レビュー等

(参考)

①NHKの決算の状況(昭和25年度以降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P23
②受信料体系及び受信料額(月額)の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P24
③NHKの予算・決算(平成22年度以降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P25
④ N H K の 受 信 料 の 算 定 の 考 え 方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P26
⑤NHK経営計画の経緯(平成2年以降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P27
⑥ N H K 経 営 計 画 (2018 - 2020 年 度) 策 定 の 経 緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P28
⑦「NHK経営計画(2018-2020年度)のご意見募集(平成29年9月1日~14日)」の概要・・・・	別紙P29
⑧NHK経営計画(2018-2020年度)概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P31
⑨NHKにおける経営計画の進捗状況や放送番組の質等についての検証の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P33
⑩ 旧特許状(2007年~2016年)におけるBBCに対する評価の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P34
① 新特許状(2017年~2027年)におけるBBCに対する評価の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P35
① NHKの組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P36
③ N H K 「内 部 統 制 関 係 議 決 」(経 営 委 員 会 事 務 局 関 係 抜 粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P37
(4) 諸課題検討会における構成員等の御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙P38

(3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等 についての適切な評価・レビュー等

■ 放送法(昭和25年法律第132号)

(目的)

- 第1条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。
 - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
 - 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(目的)

、1977 第15条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。) を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(経営委員会の権限等)

- 第29条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。
- ー 次に掲げる事項の議決
- イ 協会の経営に関する基本方針
- 口 (略)
- ハ 協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備
- (1)~(6)(略)
- (7) 経営委員会の事務局に関する体制
- ニ~ノ (略)
- 二 (略)

2 (略)

3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見を聴取するものとする。

(理事会)

第50条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(受信契約及び受信料)

- 第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項において同じ。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
- 2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
- 3 協会は、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をする放送は、これを協会の放送とみなして前三項の規定を適用する。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

- 第70条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。
- 4 第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

目次

平成30年2月22日

〔1〕情報公開・透明性の確保の在り方		
① N H K に お け る 公 開 文 書 一 覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
②特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見(平成12年7)	月 2 7 日	
特殊法人情報公開検討委員会(委員長:塩野宏東亜大学通信制大		
授))(関連部分抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
③NHKの情報公開の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6
④NHKと独立行政法人の情報公開関連規定の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		7
⑤独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抜粋)・・・・・		8
⑥ N H K の 連 結 決 算 等 に 関 す る 規 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1(
⑦NHKの情報公開に関する国会決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
⑧諸課題検討会における構成員等の御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		12
〔2〕コンプライアンスの 確 保 の 在り方		
①他法人の役員の責任に関する規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		14
②NHKのコンプライアンスの確保に関する内部規定(NHK本体関係)・		1
③NHKのコンプライアンスの確保に関する内部規定(NHKグループ関	係)••	18
④NHKのコンプライアンスの確保に関する内部規定(役職員の服務準則	則)••	19
⑤諸課題検討会における構成員等の御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		20

目次

(3) 業 務 や そ の 財 源 と な る 受 信 料 の 水 準・体 系 等 に つ い て の 適 切 な 評 価・レ	
	ビュー等の在り方	
	①NHKの決算の状況(昭和25年度以降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	②NHKの 予 算・決 算(平 成 2 2 年 度 以 降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	③ 受信料体系及び受信料額(月額)の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	④ N H K の 受 信 料 の 算 定 の 考 え 方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	⑤NHK経営計画の経緯(平成2年以降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	⑥NHK経営計画(2018-2020年度)策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	⑦「NHK経営計画(2018-2020年度)のご意見募集(平成29年9月1日~14	
	日)」の 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	⑧NHK経 営 計 画 (2018-2020年 度) 概 要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	⑨NHKにおける経営計画の進捗状況や放送番組の質等についての検証の取	
	組	32
	⑩ 旧特許状(2007年~2016年) におけるBBCに対する評価の仕組み・・・・・	33
	① 新 特 許 状 (2 0 1 7 年 ~ 2 0 2 7 年) にお ける B B C に 対 す る 評 価 の 仕 組 み・・・・・	34
	① NHKの組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	③NHK「内部統制関係議決」(経営委員会事務局関係抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	⑭諸課題検討会における構成員等の御意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

- 1 NHKのガバナンスの現状
- 2 NHKのガバナンスに関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンスに関する論点 (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2)コンプライアンスの確保の在り方
 - (3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な評価・レビュー等の在り方

(1)①NHKにおける公開文書一覧

<NHKにおける公開文書一覧>

- 〇経営委員会·理事会 経営委員会議事録(*) 理事会議事録
- 〇予算•事業計画

業務報告書及び監査委員会の意見書(*) 財務諸表および監査委員会の意見書、監査報告書(*) 連結財務諸表及び監査報告書 収支予算、事業計画及び資金計画 収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料

〇経営計画等

NHK経営計画 2015-2017年度 平成24~26年度 NHK経営計画 視聴者視点によるNHK評価 NHK"約束"評価報告書 デジタル時代のNHK懇談会 報告書

〇番組基準 · 編成計画等

国内番組基準(*)

国際番組基準(*)

国内放送番組編集の基本計画

国内放送番組編成計画

各地方向け地域放送番組編集計画

国際放送番組編集の基本計画

国際放送番組編成計画

〇放送番組審議会

中央放送番組審議会議事録(*)

地方放送番組審議会議事録(*)

国際放送番組審議会議事録(*)

- 〇インターネット活用業務 インターネットサービス実施計画
- 〇放送倫理・コンプライアンス NHK放送ガイドライン2015 NHKインターネットガイドライン2015 NHK第2次コンプライアンス委員会 最終答申「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」
- 〇制度・規定等 日本放送協会定款 放送受信規約 放送受信料免除基準 役職員の服務準則(*) 役職員の報酬・給与等の支給基準(*) 経理規程
- ○情報公開・個人情報保護 NHKの情報公開のあり方に関する提言 NHK情報公開基準 NHK情報公開規程 NHK個人情報保護方針 NHK個人情報保護規程 報道・著述・学術研究分野に係る個人情報保護規程 NHK情報公開・個人情報保護審議委員会規程 NHK情報公開・個人情報保護対応マニュアル

○業務委託基準等 業務委託基準 業務委託契約要領 番組制作の委託取引に関する自主基準 随意契約の適正化

○子会社・関連団体 関連団体運営基準 関連団体の業務運営状況調査の結果 関連団体事業活動審査委員会の活動結果 NHKと関連団体との取引 関連団体事業活動審査委員会規程 子会社・関連会社の役員一覧

〇環境経営 環境報告書

〇広報

NHKことしの仕事 日本放送協会報(※) NHK年鑑 NHK視聴者ふれあい報告書 月刊「放送研究と調査」 技研「研究年報」 NHK技研R&D 放送受信契約数統計要覧

- (注1) (※)「日本放送協会報」を除くすべての文書をインターネットホームページに掲載。
- (注2) (*)放送法等に基づく公開義務有。
- (注3) 備え置き公開文書のほか、以下の文書をホームページに掲載。
 - ・会長会見議事要旨 ・放送総局長議事要旨 ・放送倫理の確立に向けて ・放送制度等に関するNHK意見 ・青少年と放送に関する専門家会合
 - ・青少年と放送に関する専門家会合取組方針の進捗状況 ・報道発表資料 等

(1)②特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見

(平成12年7月27日特殊法人情報公開検討委員会(委員長:塩野宏東亜大学通信制大学院教授))(関連部分抜粋)

第1 目的

行政機関情報公開法は、主権者たる国民に対する政府の説明責務が全うされるようにすることを目的としている。<u>特殊法人等</u>情報公開法も同様に、政府の国民に対する説明責務が全うされるようにすることを目的とする。

第2 対象法人

前記第1の目的を達成するためには、**国民に対し、政府の諸活動についての説明責務を自ら有する法人を特殊法人等情報** 公開法における対象法人とする</u>必要がある。

<u>政府の諸活動は、行政機関のみならず、様々な主体と方法により実施されている。それらの主体のうち、政府の一部を構成</u>すると見られるものは、行政機関と同様に、その諸活動について国民に対する説明責務を自ら有するものである。(略)

判断基準の考え方は、次のとおりである。

- 1 特殊法人、独立行政法人又は認可法人であって、設立法において、理事長等の法人の業務執行に関する最高責任者を大 臣等が任命することとされているもの又は当該法人に対し政府が出資できることとされているものは、対象法人とする。 すなわ ち、これらの法人は、設立法が、その組織・制度の最も根幹的な要素に政府が直接参画・関与することを規定していることから、 政府の一部を構成すると見られ、政府の説明責務を自ら負う法人と考えられる。
- 2 以下の法人は、1の一般的判断基準にかかわらず、設立法の趣旨から、次のとおり取り扱うこととする。

(4)日本放送協会

日本放送協会は、全国あまねく受信できるように豊かで良質な放送番組による国内放送等を行うものとして、放送法(昭和25年法律第132号)に基づき設立されている。放送法では、同協会の放送について、一般放送事業者の放送と同様に「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」とされ、また、同協会の放送が、受信者の契約による受信料の収入により維持することとされていることの趣旨から、同協会は、政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではないと理解され、対象外とする。

以上のように、同協会については、特殊法人等情報公開法における対象法人としないが、受信契約強制によって受信料 を支払う立場にある受信者に対し、関連事業に対する出資等の状況を含め、その財務及び業務運営の実態を一層明らか にし、受信者からの情報入手の要請に適切に応えることができる仕組みを構築することが重要と考える。

したがって、政府と同協会は、子会社等との連結を含む財務及び業務運営の実態についての情報提供制度や求めに応 じて情報を開示する制度の整備について検討することが求められる。また、求めに応じて情報を開示する制度を検討するに 当たっては、請求者が同協会の開示・不開示等の判断に不服がある場合に、第三者による中立的な判断を加味する仕組み を検討することが適当と考える。

86件

開示24件

不開示33件

(参考)情報公開の実績(平成28年度)

「情報開示の求め」に対する判断結果

「情報開示の求め」の受付件数

(1)③NHKの情報公開の概要

NHKは、放送による言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者に対する説明責務を果たす観点から、 以下を主な内容とする「情報公開に関する基準」を定め、自主的な仕組みとして情報公開を実施している。

1 情報提供

- (1) 対 象:NHKの事業活動全般にわたる情報(子会社等も含む)
- (2) 手 段:放送、各放送局への備え置き、ホームページ等

2 情報開示

- (1) 情報開示の仕組み
 - ① 開示の求めができる者:NHKの放送の視聴者
 - ② 対象文書:職員が業務上共用するものとして保有する文書は原則開示
 - (注) 放送番組の企画、取材、収録等について記録した文書その他<u>放送番組編集に関する情報を記録した文書等は対象外</u>
 - ③ 不開示情報:個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの等
- (2) 再検討の求めの仕組み
 - ① NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の設置

再検討の求めに関し、第三者の意見を加味することにより客観性を担保する仕組みとして、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会を設置

② 再検討の求めの受付・措置

再検討の求めは全国の放送局で受け付けることとし、求めがあった場合、NHKはNHK情報公開・個人情報保護審議委員会に意見を求め、 その意見を尊重して最終判断

3 NHK情報公開·個人情報保護審議委員会

- (1) 組織:委員5人以内(会長の諮問機関)
- (2) 委員の選任:委員は優れた識見を有し、公正な判断ができる者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱

4 情報公開を円滑に運用するための施策等

- (1) 実施手順等:開示の求めの手続き、手数料などの具体的な実施規程、不開示情報に関する規程等は別途定め、公表 →「NHK情報公開規程」
- (2) 実施状況の公表:実施状況について公表するとともに、業務報告書に記載
- 5 その他 実施状況や社会動向を踏まえ、適宜見直しを行う。

!(参考)情報公開制度導入に係る経緯

平成12年 7月 特殊法人情報公開検討委員会「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」

- ・ NHKは、①放送による表現の自由の確保、②受信料収入により維持されていることの趣旨から、政府の諸活動としての放送を行うために設立された法人ではないと 理解され、特殊法人等情報公開法の対象外とする。
- ・ 政府とNHKは、受信者に対する情報公開の制度整備について検討することが求められる。
- 平成12年12月 NHKが策定した「NHK情報公開基準要綱(自主的な仕組みとして整備)」について、電波監理審議会に諮問し、郵政省より以下の意見を示す。
 - ア NHKの情報公開は、視聴者に対する説明責任と番組編集の自由等の確保のバランスを図るため、自主的な仕組みとして整備することが適当
 - イ 明確な情報公開基準の策定、その柔軟な運用、不開示等に関する救済機関の公正・中立性の確保に十分配慮するとともに、仕組みが定着するまでの当分の間、 半年ごとに郵政大臣(現総務大臣)に実施状況を報告すること

平成12年12月 NHK、郵政省の考え方を加味した「NHK情報公開基準」を決定

平成13年 7月 NHK、「NHK情報公開基準」に基づき、新たな情報公開の仕組みを円滑に実施するため、「NHK情報公開規程」を作成、施行

平成26年 4月 NHK、「開示の求め手数料」を新設(開示の求めに係る文書1件につき300円(税込))

(1)④NHKと独立行政法人の情報公開関連規定の比較

項目	「NHK情報公開基準」「NHK情報公開規程」	(参考) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」
1. 目的・性格	・ 放送による言論と表現の自由を確保しつつ、視聴者に対す	・ 独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が 📗
	る説明責務を果たすため、自主的な仕組みにより情報公開を	全うされるようにすることを目的【第1条】
	推進【基準(冒頭)】	
2. 対象文書	NHK役職員が業務上共用するものとして保存する文書	・ 法人等の役職員が組織的に用いるものとして保有する文書等
	放送番組の編集に関する情報を記載した文書は対象外【基準】	・ ただし、販売を目的とした文書等は対象外【第2条】
	2 (1) ア】【規程第3条】	
3. 不開示情報	・ 個人に関する情報	・ 個人に関する情報
	・ NHK以外の法人等に関する情報(権利、競争上の地位等)	・ 他の法人等に関する情報(権利、競争上の地位等を害するお
	を害するおそれがあるもの)	それがあるもの)
	・ NHK内の審議・検討・協議に関する情報(審議等が円滑	・ 内部の審議・検討・協議に関する情報(率直な意見の交換等
	に行われることを阻害するおそれ等があるもの)	が不当に損なわれるおそれ等があるもの)
	・ NHKの事務・事業に関する情報(NHKの権利利益、地	・ 事務・事業に関する情報(事務・事業の適正な遂行に支障を
	位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるもの)	及ぼすおそれがあるもの) [第5条]
	NHKの保安に支障を及ぼすおそれのあるもの	
	・ 契約により守秘義務があるもの、または契約の相手方が開	
	示を承諾しない契約書【基準2(1)イ及び不開示情報】【規程第8	
	条】	
4. 請求できる者	・ <u>NHKの放送の視聴者(受信料の支払者に限らない)</u> [基準	・ 何人も可【第3条】
_ =+ -> /-	2 (1) ウ】 【規程第6条】	
5. 請求手続	・ 書面による請求(全国の放送局で受付)【基準2(1)ェ】 【規程第7条】	・ 書面による請求【第4条】
6. 開示・不開示 の決定期限	・ 開示請求日から原則30日以内に書面で通知【基準2(1) オ】【規程第11条】	・ 同左【第10条】
7. 事案の移送	7.1 【观性界(「木】	明二誌ポになる立まが他の独立に取けし始の立ま始でもの相
/ . 事条の移区 	_	・開示請求に係る文書が他の独立行政法人等の文書等である場
		合、当該他の独立行政法人等に事案を移送すること可。【第1 2条・第13条】
8. 手数料	- 実費の範囲内【基準2 (1) ケ】【規程第15条】	- 同左【第17条】
9. 救済手続	・ 再検討を審議する機関として、NHK情報公開・個人情報	・ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に準ずる
- 3人/A 丁心L	保護審議委員会(委員は、NHK会長が経営委員会の同意を	(不服審査の処理に関する第三者的かつ統一的な諮問機関とし
	<u>体設金議委員会</u> (委員は、Nロト会長が経営委員会の问念を 得て委嘱、5人以内) <u>を設置</u> 【基準2(2)及び3】【規程第17条	て「情報公開・個人情報保護審査会」を設置)【第18条・第1
		C「開報公開「個人情報体設备且会」を設置/【第16条・第1 9条】
10. 自主的な情報提		組織、業務及び財務の基礎的事項、評価及び監査、当該法人
供	報を含む)を提供【基準1】【規程第4条・第5条】	の出資、拠出に係る法人等の基礎的事項に関する情報を提供
	TMC ロ O / CIMEN T M + 1 I I MIE R T A R V A I	【第22条】
11. 施行状況の公表	・ 実施状況については、公表するとともに、国会に提出され	・ 毎年度、報告をとりまとめ、その概要を公表【第24条】
	る業務報告書に記載【基準4(4)】【第25条】	
12. 見直し	・実施状況や社会の動向を踏まえ、適宜見直し【基準5】【規程	_
	第26条】	_

(1)⑤独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(抜粋)(参考)

■ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)

(目的)

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(開示請求権)

第3条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。

(法人文書の開示義務)

- 第5条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。
- 一個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。)若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。)若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

- 二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないことと されているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公 にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特 定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イート (略)

(審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。 2·3 (略)

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一-二 (略)

2 (略)

第4章 情報提供

- 第22条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的 記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。
 - 一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
- 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- 三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報
- 2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の 充実に努めるものとする。

(1)⑥NHKの連結決算等に関する規定

■ NHK「関連団体運営基準」

第28条[連結決算]

- 1 NHKの連結対象となる子会社および関連会社は、NHKの連結決算に係る事項の経理をNHKが別途指示するところにより行う。
- 2 関連団体は、NHKの連結決算に関して、NHKの指定する監査法人の審査に応じる。

第31条[情報公開]

- 1 関連団体は、事業運営および財務に関する情報を、法令に定める方法のほか、NHKの指示および各関連団体が適切と判断する方法により、一般に提供する。
- 2 関連団体に関する情報を記録した文書、または関連団体から取得した文書についてNHKに情報開示の求めがあり、NHKが開示の決定にあたり 当該関連団体に意見の提出を求めた場合、当該関連団体は「NHK情報公開基準」の趣旨を尊重し、誠実にこれに対応する。

(1)⑦NHKの情報公開に関する国会決議

〇放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議(平成28年3月21日衆議院総務委員会)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一~五 (略)

- 六 協会は、その事業運営が受信料により支えられていることを十分に自覚し、適正な執行を行うとともに、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めること。また、子会社等との取引における透明性・適正性を確保し、適切な還元を推進すること。
- 七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政 運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等のほか、新放送センターの建設計画について、 国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。

また、経営委員会及び協会は、議事録の作成に関し、議論や案件の経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう努めること。

八~十二 (略)

〇放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議(平成28年3月30日参議院総務委員会)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一~五 (略)

六、<u>協会は、子会社の相次ぐ不祥事等を踏まえ、国民・視聴者の信頼回復に向け、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと</u>。あわせて、組織の在り方について統合・廃止も含めた抜本的な見直しを行い、<u>グループとしてのガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に取り組み</u>、子会社等からの適切な還元を図るとともに、重複業務の整理等を推進し、<u>透明性の高い効率的なグループ</u>経営を構築すること。

七~十六 (略)

右決議する。

(1)⑦諸課題検討会における構成員等の御意見

諸課題検討会における構成員等の御意見

- 情報公開の現状について、放送法で公表が義務付けられていることと、実際に公開されていることの差分があまりにも大きい。 経営委員会の議事録は公表されているが、理事会の議事録や子会社の連結財務諸表は任意で公開されている。子会社の売り上げの大半は協会からの売り上げが占めており、制度として仕組みを作っていくことが必要ではないか。(第8回 大谷構成員)
- <u>経営委員会の議事録に加え、子会社などの連結決算なども現在は自主的に公開されており、透明性を高める努力はされているが国民まで届いていない</u>。ガバナンス改革を分かりやすい形で示し、国民の理解を深めることが重要。(第12回 三尾構成員)
- NHK説明資料のP. 24の注釈に「子会社等に関する情報開示の求めがあった場合、・・・当該子会社等の権利、競争上の地位その他事業の遂行を妨げるおそれのない限りは開示」とあるが、おそれがないことが確認できない限りは開示しないということなのか。(第13回 新美構成員)
- 情報開示については、原則開示であり、支障があれば例外的に不開示となる。(第13回 日本放送協会)

- 1 NHKのガバナンスの現状
- 2 NHKのガバナンスに関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンスに関する論点
 - (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2)コンプライアンスの確保の在り方
 - (3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な評価・レビュー等の在り方

(2)①他法人の役員の責任に関する規定

■ 会社法(平成17年法律第86号)

(株式会社と役員等との関係)

第330条 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(忠実義務)

第355条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

(指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

- 第408条 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、 指名委員会等設置会社が執行役(執行役であった者を含む。以下この条において同じ。)若しくは取締役(取締役であった者を含む。以下この条に おいて同じ。)に対し、又は執行役若しくは取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が指名委員会等設置会社を代表する。
- 一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 取締役会が定める者(株主総会が当該訴えについて指名委員会等設置会社を代表する 者を定めた場合にあっては、その者)
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 監査委員会が選定する監査委員
- 2 前項の規定にかかわらず、執行役又は取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査委員(当該訴えを提起する者であるものを除く。)に対してされた訴状の送達は、当該指名委員会等設置会社に対して効力を有する。

(執行役の監査委員に対する報告義務等)

第419条 (略)

2 第三百五十五条、第三百五十六条及び第三百六十五条第二項の規定は、執行役について準用する。この場合において、第三百五十六条第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、第三百六十五条第二項中「取締役会設置会社においては、第三百五十六条第一項各号」とあるのは「第三百五十六条第一項各号」と読み替えるものとする。

3 (略)

(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)

第423条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下この節において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、 これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2~4 (略)

■ 民法(明治29年法律第89号)

(債務不履行による損害賠償)

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責め に帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

(受任者の注意義務)

第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

(2)①他法人の役員の責任に関する規定

■ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)

第2章 一般社団法人

第3節 機関

第3款 役員等の選任及び解任

(一般社団法人と役員等との関係)

第64条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

第4款 理事

(忠実義務)

第83条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

第8款 役員等の損害賠償責任

(役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第111条 理事、監事又は会計監査人(以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、一般社 団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 2·3 (略)

第3章 一般財団法人

第4款 理事、理事会、監事及び会計監査人

第197条 前章第三節第四款(第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。)、第五款(第九十二条 第一項を除く。)、第六款(第百四条第二項を除く。)及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。 (以下略)

第5款 役員等の損害賠償責任

第198条 前章第三節第八款(第百十七条第二項第一号口を除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用する。(以下略)

(2)①他法人の役員の責任に関する規定

■ 独立行政法人通則法(平成11年法律103号)

(役員の忠実義務)

第21条の4 独立行政法人の役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該独立行政法人が定める業務方法書 その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(代表権の制限)

第24条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(役員等の損害賠償責任)

- 第25条の2 独立行政法人の役員又は会計監査人(第四項において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の責任は、主務大臣の承認がなければ、免除することができない。
- 3 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、総務大臣に協議しなければならない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、独立行政法人は、第一項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、 責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、当該役員等が賠償の責任を 負う額から独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として 主務大臣の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができる。

17

(2)②NHKのコンプライアンスの確保に関する内部規定(NHK本体関係)

■ NHK「内部統制関係議決」

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

- (1)会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)
- 1 会長・副会長及び理事の職務の適切な執行を確保するため、これらの役員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定める。
- 2 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者CCO(Chief Compliance Officer)を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスの維持運営及び推進に関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行する総合リスク管理組織を設置する。
- 5 経営委員会は、定期的に会長から職務の執行の状況の報告を受ける。
- 6 監査委員会は、定期的に会長、副会長及び理事へのヒアリングを行うとともに、内部監査組織から監査結果の報告、上記(1)4の組織からリスクマネジメントの活動状況の報告を受ける。
- 7 監査委員は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、放送法に基づき、会長、副会長及び理事から、直ちに、当該事実の報告を 受ける。
- 8 会長は、内部通報の内容について、監査委員会に報告する。
- (3)損失の危険の管理に関する体制(リスクマネジメント体制)
- 1 リスクマネジメントの最高責任者CRO(Chief Risk Officer)を会長とする。
- 2 会長は、リスクマネジメントに関する方針や重要事項を審議する機関としてリスクマネジメント委員会を設置し、これを統括するとともに、リスクマネジメントに関する業務を専門的に遂行する総合リスク管理組織を設置する。
- 3 会長の下、上記(3)2の組織 は、リスク要因の継続的把握とリスクの予防、並びにリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施 策を立案、推進する。
- (5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1 職員の職務の適切な執行を確保するため、これらの職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、それを遵守させる。
- 2 「NHK倫理・行動憲章」「行動指針」を定め、継続的な研修などを通じて、会長、副会長及び理事並びに職員に遵守させる。
- 3 コンプライアンスの最高責任者CCO(Chief Compliance Officer)を会長とする。
- 4 会長は、コンプライアンスに関する業務を専門的に遂行する総合リスク管理組織を設置する。
- 5 会長は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。

■ NHK「内部統制関係議決」

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

- (6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 会長は、協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するため、子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等(「取締役等」)の職務の執行に係る事項の協会への報告に関する体制、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。
- 2 前記1に定める体制整備は、体制の構築、実施及び運用を意味し、また、以下の事項を含むものとする。
- ① 会長は、子会社の管理にあたり、協会の経営に関する基本方針に基づく方針を子会社に対し周知徹底し、また、子会社の経営に関し、各子会 社の代表者と十分な意見・情報の交換及び協議を行う。
- ② 会長は、子会社の管理にあたり、子会社の損失の危険の管理に関する体制並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び 定款に適合することを確保するための体制について、協会における体制と同水準の体制を整備させる。
- ③ 会長は、子会社の管理にあたり、後記関連団体運営基準において定めるところに従い、子会社に、前記1 に定める体制の運用状況について 報告させ、その概要を把握するように努め、また、必要に応じ、子会社に対し適時適切に改善を指導する。
- ④ 協会の内部監査組織は、子会社の管理に必要なときは子会社の財務・業務の状況を調査することとし、これに関する規程を整備する。
- ⑤ 会長は、子会社全般に関する事項を所掌する組織を設置し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
- ⑥ 会長は、各子会社の事業を所管する協会の部門を指定し、子会社の業務の適正を確保するために必要な管理を行う。
- ⑦ 会長は、協会の職員を子会社(公益法人を除く)の非常勤取締役へ就任させる。
- ⑧ 会長は、協会の職員を子会社(公益法人を除く)の非常勤監査役へ就任させ、また、子会社のうち会長が後記関連団体運営基準において定める子会社については、所要の知見を有する者をその常勤監査役へ就任させる。
- ⑨ 会長は、監査委員会が選定する監査委員に対して、定期的に子会社の管理の状況を報告する。なお、会長は、監査委員会が選定する監査委員に対する当該報告をもって、前記(1)5に定める経営委員会に対して職務の状況を報告する義務を免れるものではない。
- ⑩ 会長、副会長及び理事は、子会社の業務に関し、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、放送法に基づき、直ちに当該事実を監査委員会が選定する監査委員に報告する。
- 3 会長は、前記1及び2を内容とする子会社の運営に関する共通の基準(「関連団体運営基準」)を策定し、その確実な運用を図る。なお、同運営 基準には、協会と子会社との取引の適正性の評価及び公表について定めを置く。
- 4 会長は、各子会社による関連団体運営基準の遵守その他子会社との基本的関係等を定めた契約(「基本契約」)を各子会社との間で締結する。
- 5 放送法が定める監査委員会又は監査委員による経営委員会に対する報告には、協会による子会社の管理の状況が含まれるものとする。
- 6 経営委員会は、放送法に基づき、子会社の管理に関する、会長、副会長及び理事の職務の執行を監督する。

NHK「経営委員会委員の服務に関する準則」

NHK「会長、副会長および理事の服務に関する準則」

NHK「職員の服務に関する準則」

(総則)

第1条 この準則は、放送法第62条に基づき、日本放送協会の**経営** 委員会委員が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い 倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関する 事項を定めたものである。

(服務基準)

第2条 経営委員会委員は、放送が公正、不偏不党な立場に立って 国民文化の向上と健全な民主主義の発達に資するとともに、国民 に最大の効用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであることを 自覚して、誠実にその職責を果たさなければならない。

(職務専念義務)

第3条 経営委員会委員は、公共放送を支える受信料の重みを深く 認識し、職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いな ければならない。

(忠実義務)

第4条 経営委員会委員は、放送法その他の法令および定款を遵守 し、日本放送協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 経営委員会委員は、日本放送協会の名誉や信用を損なうよ うな行為をしてはならない。

(機密保持)

第6条 経営委員会委員は、職務上知ることのできた機密(個人情報 を含む)を漏らしてはならない。**その職を退いた後**も同様とする。

(情報の私的利用の禁止)

第7条 経営委員会委員は、職務上知ることのできた情報を個人の 利益のために利用してはならない。

(兼職禁止)

第8条 常勤の経営委員会委員は、営利を目的とする団体の役員と なり、または自ら営利事業に従事してはならない。

(総則) 第1条 この準則は、放送法第62条に基づき、日本放送協会の会長、

副会長および理事が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、 高い倫理観を持って職務を適切に執行するために必要な服務に関 する事項を定めたものである。

(服務基準)

第2条 会長、副会長および理事は、放送が公正、不偏不党な立場 に立って国民文化の向上と健全な民主主義の発達に資するととも に、国民に最大の効用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであ ることを自覚して、誠実にその職責を果たさなければならない。

(職務専念義務)

第3条 会長、副会長および理事は、公共放送を支える受信料の重 みを深く認識し、**職務上の注意力**のすべてをその職責遂行のため に用いなければならない。

(忠実義務)

第4条 会長、副会長および理事は、放送法その他の法令、定款お よび協会の諸規定を遵守し、日本放送協会のため忠実にその職 務を行わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 会長、副会長および理事は、日本放送協会の名誉や信用を 損なうような行為をしてはならない。

(機密保持)

第6条 会長、副会長および理事は、職務上知ることのできた機密 (個人情報を含む)を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。

(情報の私的利用の禁止)

第7条 会長、副会長および理事は、職務上知ることのできた情報を 個人の利益のために利用してはならない。

(兼職禁止)

第8条 会長、副会長および理事は、営利を目的とする団体の役員と なり、または自ら営利事業に従事してはならない。

(総則)

第1条 この準則は、放送法第62条に基づき、日本放送協会の職員 が、公共放送の使命と社会的責任を深く自覚し、高い倫理観を持っ て職務を適切に執行するために必要な服務に関する事項を定めた ものである。

(服務基準)

第2条 職員は、放送が公正、不偏不党な立場に立って国民文化の 向上と健全な民主主義の発達に資するとともに、国民に最大の効 用と福祉とをもたらすべき使命を負うものであることを自覚して、誠 実にその職責を果たさなければならない。

(職務専念義務)

第3条 **職員**は、公共放送を支える受信料の重みを深く認識し、**その** 勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のため に用いなければならない。

(諸規定の遵守義務)

第4条 職員は、放送法その他の法令および協会の諸規定を遵守し なければならない。

(信用墜行為の禁止)

第5条 職員は、日本放送協会の名誉や信用を損なうような行為をし てはならない。

(職場秩序の保持)

第6条 職員は、その職務の遂行にあたっては、互いに人格を尊重し、 かつ協力して職場秩序の保持に努めなければならない。

(機密保持)

第7条 職員は、職務上知ることのできた機密(個人情報を含む)を 漏らしてはならない。退職後も同様とする。

(情報の私的利用の禁止)

第8条 職員は、職務上知ることのできた情報を個人の利益のため に利用してはならない。

(職員の兼職禁止)

第9条 職員は、上司の許可を得ることなく、事業を営みまたは他の 業務に携わってはならない。

(違反に対する処分)

第10条 この準則に違反した場合は、就業規則に基づき懲戒処分を 受けることがある。

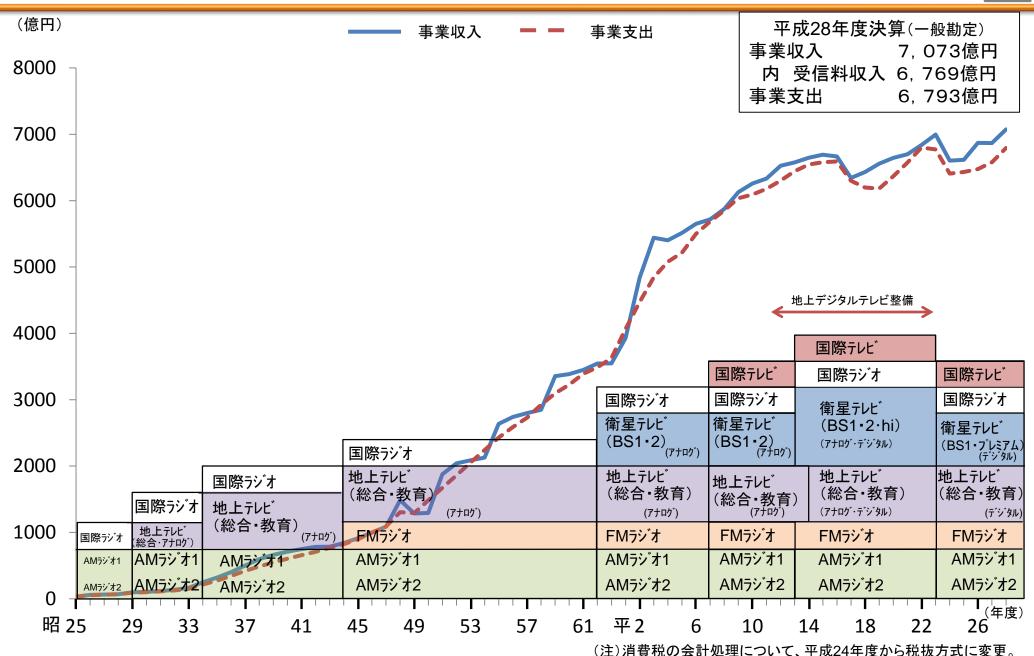
(2)⑤諸課題検討会における構成員等の御意見

諸課題検討会における構成員等の御意見

- 総務省への期待だが、内部統制を確保するための仕組みが少し弱いように思う。<u>執行部に関わる人の法的責任を明確化す</u>る仕組みが必要。(第8回 大谷構成員)
- いろんな改革を進めるには、信頼が必要。いつも同じサイクルで不祥事が出る。会長が国営放送と間違うような発言がでる。 組織の体制の問題をどうするのか。(第8回 末延構成員)
- 現在は経営委員会と、執行部として会長、諮問機関としての理事会があり、株主は存在しない。他方、BBC改革のように、例えば社外理事を過半数とする理事会に一本化する仕組みもある。総務省に検討を期待するが、<u>理事会に外部理事をいれる、</u>会長が独任でやるよりチェックアンドバランスが働く仕組みを入れることを検討すべき。(第8回 宍戸構成員)
- 組織の在り方について、放送事業者としての特殊性を踏まえつつ、他国の放送事業者の例も含め、NHKとしての考え方を聞かせて欲しい。(第8回 多賀谷座長)
- 不祥事で受信料徴収に影響がでて、信頼回復に時間かかったことはご指摘のとおり。 ガバナンスの立て付けは法制度なので、我々からこうした方がいいというのはないが、放送事業者であってもきちんと統治された法人である必要があり、現行制度はそのようなものとして作られていると理解している。
 - 理事の立場や理事会の議事録についてご意見があったが、現行制度では、会長は独任機関、理事はあくまで会長の補佐人としておかれている。(第8回 日本放送協会)
- NHKアイテックについて、積極的な改革をされるということであり、評価したい。NHKアイテックは、過去の経緯から寄り合い 所帯のようになっており、ガバナンス面に問題があったところ、NHK本体が監督を強化するという方向性は正しいと思われる。 (第16回 小塚構成員)

- 1 NHKのガバナンスの現状
- 2 NHKのガバナンスに関するこれまでの議論
- 3 NHKのガバナンスに関する論点
 - (1)情報公開・透明性の確保の在り方
 - (2)コンプライアンスの確保の在り方
 - (3)業務やその財源となる受信料の水準・体系等についての適切な 評価・レビュー等の在り方

(3)①NHKの決算の状況(昭和25年度以降)



(3)②受信料体系及び受信料額(月額)の推移

(単位:円)

							(単位:円)
年月	月 変 更 事 項				テレビ		
+//			カラー	普通	衛星カラー	衛星普通	特別契約
S.26.4		50					
28.2	テレビ放送の開始によりテレビとラジオの2本立て料金に ・ラジオ放送の受信契約 ・テレビ放送の受信契約	50		200			
29.4	・テレビ放送の受信契約 (ラジオは3ケ月で200円)	67		300			
34.4	ラジオ受信料の引き上げ	85] 300			
37.4	契約甲と契約乙の受信料体系に組み替え	契約乙		契約甲			
	•契約甲:全ての放送の受信契約	50		330			
	・契約乙:ラジオ放送のみの受信契約						
43.4	カラー契約と普通契約の体系に組み替え、ラジオ受信料	廃止	465	315			
	(契約乙)の廃止						
	・カラー契約:カラーテレビジョン放送の受信契約(地上系)						
E1 6	・普通契約:白黒テレビジョン放送の受信契約(地上系)		710	400			
51.6 55.5	受信料の引き上げ 受信料の引き上げ		710 880	420 520			
59.4	支信料の引き上げ 訪問集金、口座振替、継続振込による受信料支払い		1.040	680			
03.4	・訪問集金:集金取扱者への支払い ・口座振替:預金口座等からの自動振替による支払い ・継続振込:金融機関等における継続払込みによる支払い		1,040	000			
H. 1.4	消費税導入		1,070	700			
1.8	衛星放送の導入により5類系の契約体系に ・カラー契約 :地上系のカラーテレビ受信契約 ・普通契約 :地上系の白黒テレビ受信契約 ・衛星カラー契約:衛星系及び地上系のカラーテレビ受信契約 ・衛星普通契約:衛星系及び地上系の白黒テレビ受信契約 ・特別契約 :難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約				2,000	1,630	1,040
2.4	受信料の引き上げ		1,370	890	2,300	1,820	
9.4	消費税率引き上げ及び地方消費税導入		1,395	905	2,340	1,850	1,055
19.10	カラー契約と普通契約の統合により3類系に組み替え ・地上契約 : 地上系のテレビ受信契約 ・衛星契約 : 衛星系及び地上系のテレビ受信契約 ・特別契約 : 難視聴地域又は営業用移動体における衛星契約		地上契約 1,395		衛星契約 2,340		
20.10	訪問集金の廃止により支払区分で異なる受信料額を一本化		1,345		2,290		1,005
24.10	受信料の引き下げ		1,225		2,170		955
26. 4	消費税率引き上げ(5%→8%)		1,260		2,230		985

(注)昭和59年以降は、口座・クレジット払の料金

(3)③NHKの予算·決算(平成22年度以降)

NHK予算 (一般勘定)

(億円)

区分	22年度予算	23年度予算	24年度予算	25年度予算	26年度予算	27年度予算	28年度予算	29年度予算
事業収入	6, 786	6, 926	6, 489	6, 479	6, 629	6, 831	7, 016	7, 118
内 受信料収入	6, 550	6, 680	6, 269	6, 221	6, 428	6, 608	6, 758	6, 892
事業支出	6, 847	6, 886	6, 489	6, 479	6, 539	6, 769	6, 936	7, 020
事業収支差金	∆61	40	0	0	90	62	80	98

NHK決算(一般勘定)

(億円)

区分	22年度決算	23年度決算	24年度決算	25年度決算	26年度決算	27年度決算	28年度決算
事業収入	6, 839	6, 997	6, 603	6, 615	6, 871	6, 868	7, 073
内 受信料収入	6, 598	6, 725	6, 387	6, 345	6, 493	6, 625	6, 769
事業支出	6, 801	6, 773	6, 408	6, 432	6, 475	6, 580	6, 793
事業収支差金	37	223	195	182	396	288	280
剰余金	1, 208	1, 413	1, 557	1, 769	2, 149	2, 359	2, 592

NHK連結決算

(億円)

区分	22年度連結決算	23年度連結決算	24年度連結決算	25年度連結決算	26年度連結決算	27年度連結決算	28年度連結決算
経常事業収入 (売上高)	7, 376	7, 492	7, 357	7, 362	7, 463	7, 547	7, 685
経常事業支出	7, 166	7, 310	7, 154	7, 206	7, 201	7, 282	7, 476
経常事業収支差金 (営業利益)	209	182	202	155	261	264	208
当期事業収支差金 (純利益)	38	223	224	227	433	318	274
連結剰余金	1, 836	2, 055	2, 239	2, 494	2, 907	3, 147	3, 379

⁽注1)消費税の会計処理について、平成24年度から税抜方式に変更。

⁽注2)連結の範囲・連結子会社13社:(株)NHKエンタープライズ、(株)NHKエデュケーショナル、(株)NHKグローバルメディアサービス、(株)日本国際放送、(株)NHKプラネット、(株)NHKプロモーション、(株)NHKアート、(株)NHKメディアテクノロジー、(株)NHK出版、(株)NHKビジネスクリエイト、(株)NHKアイテック、(株)NHK文化センター、NHK営業サービス(株)

(3) ④NHKの受信料の算定の考え方

受信料の料額は、NHKの事業運営に必要な総収入が総経費に見合うように「総括原価方式」を基本に算定している。

受信料の決定原則としては、受信者間の負担の公平の原則とあわせて、原価経営の建前をとることが妥当と考えられ、受信料総収入はつねにNHKの運営に必要な総経費に見合うに足るものでなければならない。

この場合、総経費の中には、資本の充実のために必要な経費をも含ませることが必要なものと考慮される。また、受信料は大衆負担の公共料金の性格を有するものであるから、なるべく長期間にわたって安定したものであることが望ましい。したがって、受信料月額の設定に当っては、単に当該年度における収支の均衡をはかるばかりでなく、ある程度の長期間にわたって、各年度の収支の均衡をも確保し得るように配慮しなければならない。そのためには、長期にわたる経営の基本計画および受信契約者の見通しとの相互関連を十分に検討した上で、受信料月額の設定を行なう必要があるものと考えられる。

(昭和36年12月 NHK 「NHK受信料調査会」(委員長 工藤 昭四郎 東京都民銀行頭取(当時)) 報告書より)

NHKの受信料額は、収支予算の国会による承認をもって定められることとなっている(放送法70条4項)。 NHKのような公的な事業体における負担の考え方としては、総括原価方式と呼ばれる、事業運営に必要な総収入が総経費に見合うように設計する方式が一般的である。 NHKにおいてもこの考え方に則り、3~5年程度の期間で、必要となる資本支出を含めた支出全体に対し、繰越金を含めた収入全体を一致させ、そのうえで各負担者の具体的金額を算出しており、この方式は妥当と考えられる。

(平成23年7月 NHK 「NHK受信料制度等専門調査会」(座長 安藤 英義 専修大学商学部教授) 報告書より)

(3)⑤NHK経営計画の経緯(平成2年以降)

期間(経営委員会議決時)	名称	主な特徴
H2~6年度 (H2. 3)	NHK経営計画	・地域放送サービス、衛星放送の充実 ・短波国際放送の拡充 ・受信料の値上げ(受信料月額+300円)
H7~9年度 (H7. 1)	NHK中期経営方針	・障害者向けの字幕放送、手話番組、解説放送等の充実 ・北米・欧州での「映像国際放送」の実施、アジア・太平洋地域での「映像国際放送」を実現 ・デジタル技術等新技術の研究開発
H10~12年度 (H10. 1)	デジタル時代へのNHKビジョン	・すべてのメディアでのデジタル化・ハイビジョンの本放送化、デジタルによる新サービスの充実
H13~15年度 (H13. 1)	IT時代のNHKビジョン	・BSデジタル放送のサービス充実と普及の推進 ・地上放送のデジタル化に向けた準備 ・インターネットの多角的な活用
H16~18年度 (H15. 12)	NHKビジョン	・地上デジタル放送の放送エリアを段階的に拡大し、平成18年度までに、番組のほぼ100%%をハイビジョン化。 ・海外への情報発信の強化 ・インターネットを利用した放送番組の多角的展開の推進
H18~20年度 (H18. 1)	NHK経営計画	・コーポレート・ガバナンス(企業統治)の改革 ・子会社等の統合及び経営改革 ・競争契約の推進 ・受信料の公平負担に向けた施策(「家族割引」の実施、白黒契約の廃止)
H21~23年度 (H20. 10)	NHK経営計画	・地デジ化に向けた受信環境整備 ・子会社の削減 ・受信料収入の10%の還元(平成24年度から受信料収入の10%の還元を実行)
H24~26年度 (H23. 10)	NHK経営計画	・NHKオンデマンドの利用者の拡大 ・国際放送の充実 ・スーパーハイビジョンの実用化に向けた研究開発 ・受信料の値下げ(受信料月額△120円)
H27~29年度 (H27. 1)	NHK経営計画	・全額免除の拡大 ・東日本大震災を受け、災害時に対応できる放送設備と体制の強化のための設備投資 ・国際発信力の強化
H30~32年度 (H30. 1)	NHK経営計画	・2018年12月に4K・8Kの本放送開始 ・受信料額の据え置き、受信料の免除対象の拡大 ・関連団体の事業統合や再編も含めた具体的な検討

○経営委員会における議論

平成29年7月25日	NHK3か年計画(2018-2020年度)基本的な考え方
同年8月29日	NHK3か年計画(2018-2020年度)について

○意見募集

同年9月1日~14日

「2018-2020年度 NHK経営計画」策定に向けたご意見募集

○経営委員会における議論

同年9月12日	NHK3か年計画(2018-2020年度)について 説明会「3か年の収支計画(案)について」
同年9月26日	NHK3か年計画(2018-2020年度)重点事項・収支の考え方等について集中討議「指標管理について」
同年10月10日	NHK3か年計画(2018-2020年度)要綱案
同年10月24日	NHK3か年計画(2018-2020年度)要綱案について
同年11月14日	NHK3か年計画(2018-2020年度)要綱案について
同年11月28日	NHK3か年計画(2018-2020年度)要綱案
同年12月12日	NHK3か年計画(2018-2020年度)案
同年12月26日	NHK3か年計画(2018-2020年度)案
平成30年1月16日	「NHK経営計画(2018-2020年度)」について【議決・公表】

(3)⑦「NHK経営計画(2018-2020年度)のご意見募集(平成29年9月1日~14日)」の概要

○ NHKは2018-2020年度経営計画の策定にあたり、下記の質問項目について意見募集を実施。

(提出された意見総数:186件)

NHKは現在、2018年度からの次期3か年経営計画に検討を進めています。

次の3か年は、2018年に4Kおよび8Kの高精細映像によるスーパーハイビジョン実用放送の開始、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催といった大きなイベントが控えており、NHKは新しい放送文化の創造を目標に、視聴者のみなさまの期待に応える取り組みを進めたいと考えます。

また、インターネットやスマートフォンなどの普及により、多種多様な情報を、いつでもどこでもすぐに得られる時代になりました。NHKも「公共放送」として培ってきた蓄積を生かし、放送を太い幹としつつ、インターネットも活用して、「正確な情報」「安全・安心な暮らしへの貢献」「質の高い文化の創造」などの公共的価値を届け、視聴者のみなさまにより信頼され、必要とされる"公共メディア"に進化したいと考えています。

次期3か年経営計画の基本的な考え方について、広く視聴者のみなさまからご意見をいただき、検討の参考にさせていただきたいと思います。

質問項目

1 「命と暮らしを守る報道」について

自然災害に対する緊急報道、防災・減災に役立つ情報、大規模災害からの復興を支援する番組など、人々の「命と暮らしを守る報道」は公共放送の最も重要な使命の一つと考えています。これからも視聴者のみなさまが必要とする情報を、テレビ・ラジオ・インターネットを使って、最適なエリアに発信していきます。これについて、あなたはどのようにお考えですか?

2 インターネットの活用について

インターネットやスマートフォンなどの普及により、人々の生活様式は大きく変化しています。NHKは放送を太い幹としつつ、インターネットも活用して、必要な情報を「より早く、より深く、よりわかりやすく」発信し、最新のニュースや番組を「いつでも、どこでも」 見ることができる機会を増やしていきたいと考えています。これについて、あなたはどのようにお考えですか?

3 4K8Kや最新技術の活用について

2018年12月に衛星放送で実用放送を開始する4K・8Kスーパーハイビジョンでは、高精細映像と立体音響で新たなテレビの魅力をみなさまに提供します。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、さまざまな最先端技術を積極的に活用して、最高水準の放送・サービスを実現したいと考えています。これについて、あなたはどのようにお考えですか?

(次ページに続く)

質問項目

4 多様な地域社会への貢献について

日本全国には多様な地域があり、豊かな文化や特色ある産業が息づいています。一方で、人口減少や高齢化など多くの課題があります。NHKは全国ネットワークを生かして、地域で、役立つ情報をその地域に、地域の魅力や課題を全国や世界に広く発信し、活性化に貢献していきたいと考えます。これについて、あなたはどのようにお考えですか?

5 国際社会への情報発信について

世界で起きている出来事を視聴者のみなさまに正確に伝えることだけでなく、日本の情報を正しく国際社会に発信し、日本への理解を促進し、存在感を高めることもNHKの重要な使命と考えます。日本に住む外国人や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて増加する訪日外国人が頼りにできる情報の発信も強化していきます。これについて、あなたはどのようにお考えですか?

6 受信料の公平負担の徹底について

受信料の公平負担については、これまでも受信料の契約収納の体制や手法の改革、理解促進活動などを推進してきました。次期経営計画においても「視聴者のみなさまから、より必要とされNHKを目指し、納得して受信料をお支払いいただけるようさまざまな取り組みを行います。これについて、あなたはどのようにお考えですか?

7 効率的で透明性の高い経営について

視聴者のみなさまからいただく受信料を最大限に有効活用して、放送・サービスのさらなる強化にあたるため、コンブライアンスを徹底し、NHKおよび関連団体が、人材を確保しつつ一層効率的な経営を進めていきたいと考えています。これについて、あなたはどのようにお考えですか?

8 その他

上記以外でNHKの次期経営計画に関してご意見がありましたら、お願いします。

- 平成30年1月16日、NHK経営委員会において、平成30年度収支予算等とともに、経営計画(2018-2020年度)を議決・公表。
- 同経営計画の概要は以下のとおり。

1 重点方針(概要)

1. "公共メディア"への進化

「NHKが追求している6つの「公共的価値(※)」を実現するため、<u>放送を太い幹としつつ、インターネットや新しい技術も積極的</u>に活用し、「情報の社会的基盤」として進化を目指す」

※正確、公平・公正な情報で貢献、安全で安心な暮らしに貢献、質の高い文化の創造、地域社会への貢献、日本と国際社会の理解促進、教育と福祉への貢献 「日本と世界の今を示す正確な情報を多角的に取り上げ、より早く、より深く、よりわかりやすく伝える」 「ニュースや番組を「いつでも、どこでも」視聴できるよう、インターネットを活用し、放送と同時の配信を積極的に実施」

「より安全・安心な暮らしへ、<u>防災・減災、緊急報道、復興支援を充実」、「4K・8Kは、2018年12月に本放送開始</u>」

「高齢者や障害のある人等のための放送・サービスを、ICTも活用して構築」

「英語によるテレビ国際放送の名称を「NHKワールド JAPAN」に変更し、発信力をさらに強化」等

2. 多様な地域社会への貢献

「地域の魅力等を広く発信」、「地域放送局によるきめ細かい防災・減災情報の提供」等

3. 未来へのチャレンジ

「2020年の東京オリンピック・パラリンピックで、最高水準の放送・サービスを提供」等

4. 視聴者理解・公平負担

「支払率(2017年度:80%)、衛星契約率(同:51%)の毎年度1ポイント向上を目指す」 「より効率的な契約・収納手法を開発・実施」、「負担軽減策として受信料免除・割引等を実施」 「より視聴者の理解を得られる受信料制度を研究」等

5. 創造と効率、信頼を追求

「「NHKグループ 働き方改革宣言」を実現」、「女性活躍の環境整備、テレワーク拡充等ダイバーシティ施策の推進」 「放送センター建替工事に着手」、「関連団体の<u>事業統合や再編も含め具体的に検討</u>」

「4K・8Kの普及段階を見据えた衛星放送のあり方など、2020年度以降の放送・サービスについて検討を進め、業務の見直しと再構築、経営資源の再配置に着手」

「サイバーセキュリティの強化」、「コンプライアンスを徹底するとともに、リスク対策を強化」等

(次ページに続く)

2 収支計画(概要)

- 3か年の収支計画については、経営環境の変化や財源の状況等を考慮しながら、総合的な観点から検討。結果、受信料収入等の増加(支払率、衛星契約割合の向上、2019、2020年度の関連団体からの特別配当)と業務全般にわたる経費削減によって一定の財源を確保し、4K・8K、インターネットサービス、東京オリンピック・パラリンピック、地域放送等の充実を図るとともに、受信料の負担軽減策を実施。
- 受信料額については、3か年の収支計画の中では据え置き。

区分	2017年度見込み	2018年度	2019年度	2020年度
事業収入(A)	7, 118億円	7, 168億円(50億円)	7, 225億円(57億円)	7,316億円(91億円)
うち受信料収入	6,892億円	6,995億円(103億円)	7,028億円(33億円)	7, 108億円(80億円)
(支払率)	80%	81%	82%	83%
事業支出(B)	7,020億円	7, 128億円(108億円)	7,225億円(97億円)	7,316億円(91億円)
事業収支差金(A-B)	98億円	40億円(△ 57億円)	0億円(△ 40億円)	0億円(0億円)
建設積立資産	1,707億円	1,707億円(△0.5億円)	1,694億円 (△ 13億円)	1,665億円(△29億円)
財政安定のための繰越金	924億円	767億円(△156億円)	635億円(△132億円)	606億円(△29億円)

()は前年度からの増減。 財政安定のための繰越金は、4K・8K等の設備投資(建設費)に計画的に使用。

3 受信料の負担軽減策(概要)

- 以下の4つの負担軽減策(3か年で170億円規模:2018年度△6億円、2019年度△74億円、2020年度△94億円)を実施
 - ① <u>社会福祉施設への免除拡大(2018年4月~、軽減額:年間約</u>△2億円) 現在、免除対象となっていない社会福祉法に規定された社会福祉施設についても全額免除対象とする。
 - ② <u>奨学金受給対象等の学生への免除</u>(2018年度中~、軽減額:年間約△23億円) 親元等から離れて暮らす学生のうち、親元等が市町村民税非課税の学生、経済要件を課している奨学金を受給している学生を全額免除の対象とする。
 - ③ <u>多数支払いにおける割引(2019年4月~、軽減額:年間約△31億円)</u> 2契約目以降を半額とする「事業所割引」と、衛星契約数に応じて割引される「多数一括割引」の併用を可能とする。
 - ④ 設置月の無料化(2019年10月~、軽減額:年間約△38億円)

経営指標についての世論調査の実施・公表(平成24年~)

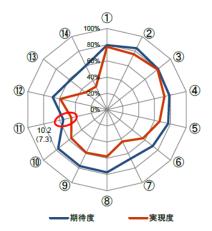
- 〇 NHK経営計画で定めた5つの重点方針を踏まえて14項目の経営指標を策定し、半期ごと(7月・1月)に世論調査を実施し、経営委員会への四半期報告書の中で公表。
 - (参考)「5つの重点方針」は以下のとおり。
 - ①判断のよりどころとなる正確な報道、豊かで多彩なコンテンツを充実
 - ②日本を世界に、積極的に発信

- ③新たな可能性を開く放送・サービスを創造
- ④受信料の公平負担の徹底に向け、最大限努力
- ⑤創造と効率を追求する、最適な組織に改革
- NHKに対する期待度と実現度を調査し、計画の進捗状況を検証し、期 待度と実現度の差を縮めることを目標に、事業運営や業務改革を推進。

(参考)平成29年7月に実施した世論調査

▽全国の 16 歳以上の男女個人 3,600 人を対象に、7月1日~7月23日に世論調査を実施※。

▽各指標の設問に対し、「期待している」と「どちらかというと期待している」と回答した人の割合を「期待度」、「実現している」と「どちらかというと実現している」と回答した人の割合を「実現度」とする。



○は過去調査と比較し期待・実現差が統計的に広がったもの

() は前回調査における期待度と実現度の差

指標	期待度 (%)	実現度 (%)	差 (29 年 7 月)	差 (29年 1月)
①公平・公正	79. 5	77. 4	2. 1	(0. 2)
②正確・迅速な情報提供	83. 9	75. 8	8. 1	(8. 7)
③多角的論点の提示	80. 4	79. 4	1.0	(0.1)
④記録・伝承	78. 7	72. 5	6. 2	(5. 8)
⑤文化の創造・発展	77. 3	66. 3	11.0	(9. 0)
⑥多様性をふまえた編成	71. 9	56. 7	15. 3	(13. 1)
⑦新規性・創造性	67. 1	43. 6	23. 5	(18. 5)
⑧世界への情報発信	77. 4	57. 8	19. 6	(16. 9)
⑨地域社会への貢献	77. 3	59. 0	18. 2	(16. 6)
⑩人にやさしい放送	77. 0	56. 2	20. 7	(19. 4)
⑪インターネットの活用	55. 2	45. 0	10. 2	(7. 3)
⑫放送技術の発展	68. 5	59. 0	9. 4	(9. 3)
⑬受信料制度の理解促進	58. 0	33. 9	24. 2	(22. 3)
19受信料の公平負担	60. 1	31. 4	28. 7	(26. 4)

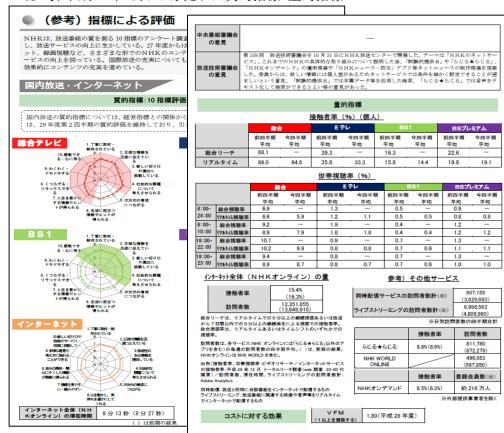
[※] 層化2段無作為抽出法で抽出し訪問留置法で実施。有効回答数は1,875件(有効回答率52.1%)。

アンケート調査等を通じた質的指標・量的指標の公表(平成24年~)

- 放送番組の質を測るため、10指標について、年に4回、視聴者にアンケート調査を実施し、質的指標を把握。
 - (参考)「10指標」は以下のとおり。
 - 1. 丁寧に取材・制作されている
 - 3. 新しい切り口や演出に挑戦している
 - 5. 次世代の育成につながる
 - 7. 人生を豊かにする情報やヒントが得られる
 - 9. わくわく・どきどきする

- 2. 正確な情報を迅速に伝えている
- 4. 社会的な課題について考えさせられる
- 6. 生活に役立つ情報やヒントが得られる
- 8. くつろげる・リラックスできる
- 10. 感動できる・心に残る
- また、ビデオリサーチの世帯視聴率・接触者率などの量的指標を把握。 ○ いずれも、経営委員会への四半期報告書の中で公表。

(参考)平成30年1月に公表された質的指標・量的指標



旧特許状下のBBCにおいては、BBCトラストが執行役員会が行う業務に関する評価を行うこととされ、毎年度の業績評価やサービス免許の評価を定期的に行うほか、執行役員会が自ら評価し、業績とともにBBCトラストに報告。

〇 業績評価の仕組み

(1)BBCトラストによる評価

- ①年次報告【特許状§45】
 - ン・グ 取出 NH N 3 102 一年次報告において、特許状に規定された6つの公共目標を達成するために策定された4つの戦略目標を踏まえ、毎年度策定される年次目標に対 する評価を行う。
 - ※現在の戦略目標(2010年に作成、2016年までの間のもの)では、①BBC特有で質の高いアウトプットの向上、②受信許可料支払者に提供するバリュー・フォー・マネーの向上、
 ③ 全組聴者に尽くすこと のオープン性や透明性についての新たな其準の設定
 - ③全視聴者に尽くすこと、④オープン性や透明性についての新たな基準の設定 ※2014年から2015年までの年次目標では、①創造的でBBC特有のアウトプットの創出、②より個人との結びつきの強いBBCをつくるためのオンラインサービスの革新、③全視聴

者に尽くすこと、④より簡素で効率的かつオープンなBBCによるバリュー・フォー・マネーの向上

②サービス免許のレビュー【協定書§20】

- ー評価前に評価プログラムを作成することができ、作成した場合には、透明性を高める観点から、同評価プログラムについて公開。
- ー評価に当たっては、事前にパブリックコメントも行うほか、トラストの受信許可料支払者との約束の結果や、市場の変化等について留意。

③公共価値テスト(Public Value Test)【協定書 § 25】

- ーBBCは、新たなサービスの導入や現行サービスの停止など、自ら提供するサービスに大きな変更を行う際には、あらかじめ公共価値テストを行う。 ー具体的には、BBCトラストによる公共価値評価(Pubic Value Assessment)とOfcomによる市場影響評価(Market Impact Assessment)を行った上
 - で、BBCトラストが、これらの結果を踏まえ、提案された変更案が一定の基準を満たしているかを判断。
 - ー判断に当たっては、①他の放送事業者や受信許可料支払者に対する影響、②財政的効果、③新規性、④持続性に留意。 ※「iPlayer」のサービスは、2006年から2007年にかけて公共価値テストを実施した上で、サービス提供が開始された。

(2)BBC執行役員会による評価

- ①年次報告【特許状 § 45】
 - ー年次報告において、BBC執行役員会は業績評価を含めて報告することとされており、BBCトラストと合意した中期目標の進捗状況について報告・ 評価。

②BBCトラストへの業務報告【特許状§38】

ーBBC執行役員会は、その権限として業務報告を行うこととされており、四半期に1回行っている当該報告に際し、BBCトラストと合意した中期目標 の進捗状況について報告・評価。

(3)視聴者審議会による評価【特許状 § 39】

-BBCトラストの諮問機関である視聴者審議会(Audience Councils)は、BBCの提供するサービスの内容や業績について審議するほか、各国(イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ)において、BBCがいかに視聴者の要望に良好に対応しているかを評価し、各地で毎年「レビュー報告年報(Annual Review Report)」を発行。

・英国では、新特許状に基づき、2017年より、独立行政機関OfcomがBBCの外部監督機関としての業務を実施。【特許状44条】

Ofcom 運営枠組み(Operating Framework)

【特許状46条、協定書15条】

BBCの公共目的達成のため、Ofcomの規制範囲と規制の方法について大枠を規定。(抜粋)

(1)番組基準

- BBCのコンテンツの編集基準を保証し、不偏不党について責任を持つ。
- BBCの受信許可料でまかなわれるサービスのすべてにOfcomの放送コードを適用。
- BBCがまず苦情に対応するが、二次的に苦情を受付。

(2)業績評価

- BBCの業務の執行状況を検証。
- BBCの各公共サービスについて運営免許を決定し、業績評価の対象とする。
- ・「BBCの任務の遂行と公共的目的の推進」「卓越したコンテンツとサービスの提供」「イングランド・スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの視聴者の期待に応える」というBBCの任務の遂行を保証。

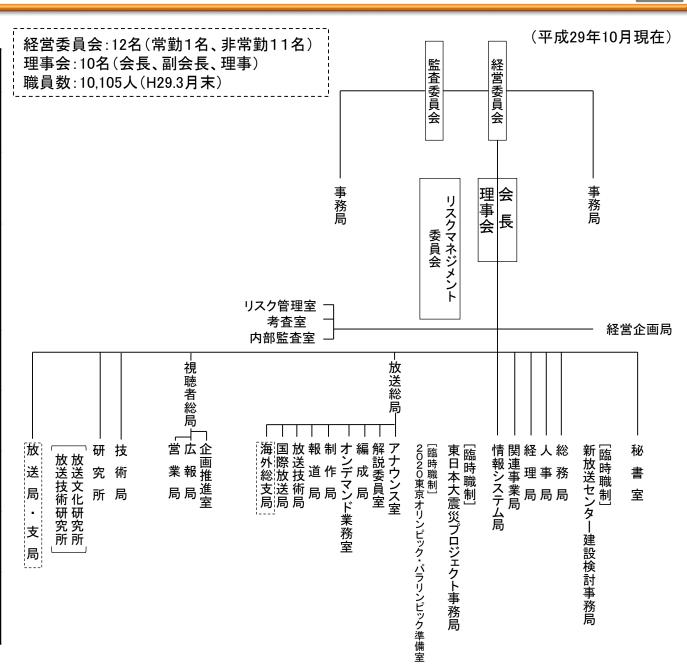
(3)競争評価

- 受信許可料を財源とするBBCのサービスが、公正で効果的な競争を阻害していないことを保証。
- BBC理事会は新サービスの導入等の際に「公共の利益審査」を行い、結果公表と同時にOfcomに提出。これを受けてOfcomは「BBC競争アセスメント」を実施。
- BBCが現在行っているサービスについても競争の観点から検討(「BBC競争レビュー」)

(3)⑫NHKの組織図

放送局(放送センター含む)・支局

放 送 局 (放送センター他53局)	支 局 (14)
〇札幌、函館、旭川、帯広 釧路、北見、室蘭【7局】	
〇仙台、秋田、山形、盛岡福島、青森【6局】	鶴岡、郡山、いわき、弘前、八戸 【5局】
◎放送センター(東京)長野、新潟、甲府、横浜、前橋、水戸、千葉、宇都宮さいたま【9局】	松本【1局】
〇名古屋、金沢、静岡、福 井、富山、津、岐阜【7局】	
〇大阪、京都、神戸、和歌 山、奈良、大津【6局】	姫路【1局】
〇広島、岡山、松江、鳥取 山口【5局】	福山、米子、下関 【3局】
〇松山、高知、徳島、高松 【4局】	
〇福岡、北九州、熊本、長崎、鹿児島、宮崎、大分、 佐賀、沖縄【9局】	
	(放送センター他53局) ○ (放送センター他53局) ○ (放送センター他53局) ○ (放送センター他53局) ○ (放送センターのは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では



^{※◎}は本部、○は地域拠点局。

■ NHK「内部統制関係議決」

放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の経営委員会議決

- (7)経営委員会の事務局に関する体制
- 1 経営委員会の職務執行を補佐する機能として、経営委員会事務局を置く。
- 2 この組織は、経営委員会の指揮命令に従い、自ら、あるいは関連部署と連携して、経営委員会の権限行使に資する情報の収集、調査、分析、経営委員会への報告を行う。
- 3 会長は、経営委員会事務局の所属職員の人事異動・評価について、経営委員会の事前同意を得る。

(3) ⑭諸課題検討会における構成員等の御意見

諸課題検討会における構成員等の御意見

- <u>受信料の公平負担という前に適正な受信料というのが本来指標として出てくるべき</u>だと思うが、その議論はされているのか。 (第7回 新美構成員)
- 受信料の水準については国民に判断、理解いただくものだと思っており、NHKとして適正であると言いにくい部分もあるが、N HKが現在行っている事業を営む上では、一定のコストが必要となってくるため、その兼ね合いが重要であると考えている。(第 7回 日本放送協会)
- 総括原価方式の元で、受信料収入は、衛星契約が伸びたこともあって増えてきた。良い番組をつくっているから費用がかかっているともいうが、今後世帯が減少して受信料収入の減少が予想される。良い番組にはお金をかける、あるいは海外に番組を販売していくというとき、受信料収入や業務の規模が適切か、第三者機関が判断することもありうるのではないか。(第8回 宍戸構成員)
- NHKの既存業務への適正な評価を行い、その結果が、受信料を払っている視聴者に正確にわかりやすく示されることが必要。

NHK受信料制度等調査会の報告書で言及された管理会計の推進については、チャンネル別予算といった形で反映され、各種指標で全体のサービスを評価しているという話もあったが、正直わかりにくい部分がある。コストベネフィットをどういう哲学で考え、業務の見直しを行うのかという観点が求められる。(第8回 宍戸構成員)

- NHKの経営体制については、経営委員会をサポートするような体制を検討してはどうか。ビジネスモデルについて幅広い立場から助言していただき、専門性の高い経営委員会の機能を強化することが必要ではないか。(第12回 近藤構成員)
- <u>国民・視聴者への還元策も含め、受信料の具体的な展望については、次期経営計画策定の過程で検討する</u>。 ガバナンスについては、本体と関連団体の構造改革を進め、創造性と効率的運営を追求。具体的な展望については、次期 経営計画策定の過程で検討する。(第13回 日本放送協会)
- <u>事業や予算の適正性をレビューする第三者機関がなく、自己改革は困難と考えざるを得ない</u>。(第13回 日本新聞協会)

(2) ⑭諸課題検討会における構成員等の御意見

諸課題検討会における構成員等の御意見

- NHKアイテックについて、積極的な改革をされるということであり、評価したい。NHKアイテックは、過去の経緯から寄り合い所帯のようになっており、ガバナンス面に問題があったところ、NHK本体が監督を強化するという方向性は正しいと思われる。今後、NHKグループが取り組んでいく事項について、「関連団体の役割を再定義」や「業務の見直し・統廃合」等を進めるということだが、どれだけの本気度で、どういうことを考えて進めていくのか、詳しい内容をお伺いしたい。また、インターネット同時配信との関係で、ネットの利用に伴う技術の問題も考慮する必要があると思うが、NHKグループの在り方について、どのような影響があると考えているのかお伺いしたい。(第16回 小塚構成員)
- 今後、NHKグループが取り組んでいく事項について、「放送・通信の融合」、「スーパーハイビジョン」といったものがあるが、これらの新しい取組みを着実に進めるためには、NHK本体だけでなく、グループ全体で取り組む必要があると考えている。現在、NHKの関連団体は、ドメインごとに団体があって仕事を行っているが、NHK本体の業務の在り方が変わっていくに当たって、関連団体の体制についても考えていかなければならない。現在、来年度からの中期経営計画をまとめているところだが、その中で、このような観点から、NHK本体で行う仕事、関連団体に任せる仕事、また、関連団体に任せる場合のフォーメーションについて検討している。放送・技術・視聴者理解促進といったジャンルごとに、今のフォーメーションが適切かどうかという視点から検討し、必要であれば変更することを考えているところである。(第16回 日本放送協会)